

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年5月1日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件

2. GⅡグレード 0件

3. GⅢグレード 6件

| NO. | 号機等 | 不適合事象 | 備考 |
|-----|-----|--|----|
| 1 | 3号機 | サービス建屋ホットラボ化学計測室の入口照明の点検時、スイッチの接触不良を確認した。当該スイッチを修理。 | |
| 2 | 3号機 | 制御棒駆動系水圧制御ユニットのスクラム入口弁の弁棒付け根部より微量の水の漏れを確認した。当該部の増し締めにより解消済み。 | |
| 3 | 4号機 | 純水補給水系の積算式流量計バイパス弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。 | |
| 4 | 5号機 | 燃料集合体外観検査を実施しようとしたところ、燃料交換機空気圧縮機において過負荷警報および空気槽圧力低警報が発生したことを確認した。当該空気圧縮機を点検・修理。 | |
| 5 | 7号機 | 原子炉建屋低電導度廃液系排水槽(B)ポンプ(D)の確認運転時、軸封装置に摩擦による発熱と若干の煙を確認した。当該事象の原因を調査。 | |
| 6 | 7号機 | タービン建屋補機冷却系弁点検作業時、放射線量集計用の作業件名識別バーコードを現場で登録したところ当該バーコードの使用期間の延長し忘れにより期限切れとなっていたことを確認した。当該バーコードの期間を延長し再登録済み。 | |
| — | 6号機 | 原子炉蒸気乾燥器の点検時、ガイド溝に圧痕を確認した。原子炉蒸気乾燥器の取り外しおよび取り付け時に案内用ロッドとの接触により発生したものと推定。 平成25年12月4日再審議にてグレード変更 GⅢ→その他 (調査の結果、蒸気乾燥器の取外し及び取付時に発生したものではなく、中越沖地震時の揺れによる接触により発生したものと判明した。機能上及び強度上問題がないことから「その他」とした。) | |